精神医療国連個人通報センター
規約

第１条（名称）

当会は，精神医療国連個人通報センター，と称する。

第２条（事務所）

当会は，事務局長の事務所に，事務所を置く。

第３条（目的）

当会は，我が国の精神医療が世界的に見て非常に遅れた状況にあって，多数の当事者が十分なインフォームドコンセントなしに恣意的に拘禁されたり，強制的に医療を受けさせられたりしているという現状に鑑み，こうした当事者の声を国際連合に対する個人通報によって，直接国際連合に届けるという行動を促進及び支援するとともに，精神医療に関する情報交換，研究，調査，啓発活動等を行い，もって，我が国の精神医療に必要な改善をもたらし，社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第４条（活動）

当会は，前条の目的を達成するため，次の活動を行なう。

①　国際連合に対する個人通報を促進及び支援する活動

②　精神医療に関する情報交換，研究，調査，啓発活動等に関する活動

③　その他当会の目的を達成するために必要な活動

第５条（会員の種別）

当会の会員は，正会員及び賛助会員とする。

２　正会員は，当会の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

３　賛助会員は，当会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

第６条（入会）

当会の会員になろうとする者は，当会宛に，当会の定める入会申込書を提出して入会を申し込まなければならない。

２　役員会は，当会に入会の申込みをした者の入会を承認するか否かを決定する。

第７条（会費）

会員は，総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第８条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

①　退会したとき

②　死亡したとき

③　除名されたとき

２　会員資格を喪失した者は，既納の会費の返還を請求できない。

第９条（退会）

会員は，何時でも退会をすることができる。

２　会員が退会しようとするときは，当会宛に退会届を提出しなければならない。

３　２年間会費を納めなかった会員は，当会を退会したものとみなす。

第 10 条（除名）

会員が当会の名誉を傷つけ，または当会の目的に違反する行為をしたときは，役員会の多数決によって除名することができる。

第 11 条（役員）

当会は，役員として，幹事 5 名以上，監事 1 名以上を置く。

2　幹事の互選により，代表 1 名以上，副代表 1 名以上，事務局長 1 名を選任する

3　当会は，役員会の決定により，本会の趣旨に賛同し協力する研究者・有識者・居住支援実践者等を，顧問として若干名選任することができる。

4　役員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。

第 12 条（意思決定）

総会は，役員会が開催を決定し，代表がこれを招集する。

2　総会は，正会員をもって構成する。

3　総会は，出席者の過半数をもって議決を行い，次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

①　役員の選任

②　決算の承認

③　目的の変更

④　本規約の改正

⑤　解散

4　役員会は，理事で構成し，代表，副代表または事務局長が随時これを招集する。

5　監査及び顧問は，4 項の役員会に出席することができる。

6　役員会は，出席者の過半数をもって議決を行い，3 項に掲げる事項を除く事項について，決定する。

第 13 条（会計年度）

当会の会計年度は，毎年 1 月 1 日に始まり，12 月 31 日に終わる。

第 14 条（残余財産）

当会が解散した場合の残余財産は，総会の議決で定めた方法をもって処分する。

＝＝

附則（2017 年（平成 29 年）8 月 11 日）

第 1 条（初年度）

当会の初年度の会計年度は，2017 年（平成 29 年）8 月 11 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 2 条（設立時役員）

当会の設立時の役員は次のとおりとする。

代表　山本　眞理（世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク理事）

副代表　池原　毅和（弁護士）

事務局長　内田　明（医療扶助・人権ネットワーク事務局長　弁護士）

幹事　桐原　尚之（全国「精神病」者集団運営委員）

幹事　後閑　一博（ホームレス総合相談ネットワーク事務局長代行　司法書士）

幹事　佐々木　信夫（弁護士）

幹事　芝田　淳（高齢者・障害者等の意思決定支援の実現を目指す司法書士の会代表　司法書士）

幹事　関口　明彦（日本病院・地域精神医学会理事　元内閣府障害者政策委員）

第 3 条（会費）

第 7 条に定める会費は，次のとおりとする。

正会員　年 5,000 円

賛助会員　一口年 2,000 円